1. 件 名:東北電力株式会社女川原子力発電所1号炉に係る照射済燃料集合 体が十分な期間冷却されたことに関する評価等について

2. 日 時:令和 2年 10月 30日 10:45 ~ 11:00

3. 場 所:原子力規制庁 3階会議卓

4. 出席者

原子力規制庁

緊急事案対策室 児玉企画調整官、平野室長補佐、和田専門職 (テレビ会議システムによる出席)

東北電力株式会社 原子力部 課長 他3名

5. 要旨

東北電力株式会社より、女川原子力発電所 1 号炉に係る照射済燃料集 合体が十分な期間冷却されたことに関する評価について、前回の面談を 踏まえ、主に以下の説明があった。

- ・現実的な評価条件として、照射済燃料の体数、冷却期間を考慮する。
- ・認可を受けた廃止措置計画と同じ手法による評価の結果は、使用済み燃料プールの冷却水の喪失を想定した場合、スカイシャイン線による周辺公衆の実行線量は 5μ Sv/h を下回る(約 4μ Sv/h)。

原子力規制庁より、評価に用いた線源の設定等の根拠を整理して示すよう伝えた。

東北電力株式会社より、本日の指摘を踏まえ、対応する旨の回答があった。

6. その他

配布資料:

資料 1「女川原子力発電所1号炉の廃止措置計画認可に伴う冷却告示への対応について」